

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の継続に係る電気料金特別措置の申請

2023年9月12日
北陸電力送配電株式会社

当社は、政府の「電気・ガス価格激変緩和対策事業^{※1}」の継続に伴い、電気料金の特別措置を継続することとし、本日（9月12日）、離島供給料金^{※2}および最終保障供給料金^{※3}の特別措置について、経済産業大臣に特例承認申請を行いましたのでお知らせいたします。

当社は、当該事業への参画を通じ、引き続きお客さまの電気料金のご負担軽減に協力してまいります。

<低圧でお使いのお客さまの燃料費調整単価からの差し引き単価（税込み）>

2023年10月分 (2023年9月検針日～10月検針日の 前日までのご使用分)	2023年11月～2024年1月分 (2023年10月検針日～2024年1月検針日の 前日までのご使用分) 【今回継続内容】
3.50円/kWh	3.50円/kWh

<高圧でお使いのお客さまの燃料費調整単価からの差し引き単価（税込み）>

2023年10月1日～10月31日までの ご使用分	2023年11月1日～2024年1月31日までの ご使用分 【今回継続内容】
1.80円/kWh	1.80円/kWh

燃料費調整単価から政府が定める上記の単価を差し引くことで電気料金の引き下げを行うとともに、電気料金のご請求書等でもお知らせしてまいります。

なお、今回の継続にあたり、お客さまご自身でのお手続きは不要です。

本事業の詳細については、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。
「引き続き、電気・都市ガス料金の負担軽減を行います（資源エネルギー庁）」

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

以上

- ※ 1 2022年10月に政府が決定した「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策。
- ※ 2 離島のお客さまに対し、当社が供給する場合の電気料金
- ※ 3 高圧または特別高圧で電気の供給を受けるお客さまのうち、いずれの小売電気事業者とも電気の需給契約を締結されないお客さまに対し、当社が供給する場合の電気料金です。なお、本特別措置については、高圧で電気の供給を受けるお客さまが適用対象となります。
- ※ 4 政府のモデルケース（低圧一般家庭：使用電力量400kWh/月）で試算すると、2023年10月検針日～2024年1月検針日の前日までのご使用分については、毎月1,400円の値引きとなります。